

3総防管第2443号
令和3年9月29日

関係各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

東京都におけるリバウンド防止措置について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和3年9月28日、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって、緊急事態が終了する旨が公示されました。(資料1)

また、9月28日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の終了に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。(資料2)

その概要は、①イベントの開催制限(人数上限、収容率等の規模要件に沿った開催要請等)、②施設の使用制限(第三者認証制度の適用等の一定の要件を満たした飲食店等に対する営業時間短縮要請、酒類提供を可とする取扱い等)、③外出の自粛(外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動すること等)等について、示されております。

これを受け、都としては、10月1日から10月24日までの取扱い(イベントの開催制限については10月30日までの取扱い)について、9月28日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)において、別紙「東京都におけるリバウンド防止措置」(資料3)のとおり決定したので、お知らせいたします。

なお、10月25日以降の取扱いについては、対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料１・・・令和３年９月２８日付け

「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了」

資料２・・・令和３年９月２８日付け事務連絡

「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の１都１道２府２３県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

資料３・・・令和３年９月２８日付け

「東京都におけるリバウンド防止措置」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年９月２８日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210928.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。